（２０２１年３月６日更新）

**確認欄**

厚生労働大臣

法務大臣　殿

誓 約 書（個人）

（氏名） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　は、本邦帰国／再入国／入国（以下「入国」という。）に際し、以下の事項を誓約いたします。また、**誓約に違反した場合（不実の記載があった場合も含む。）、関係当局により氏名（外国人の場合は氏名及び国籍）や感染拡大の防止に資する情報が公表され得るとともに、検疫法の規定に基づく停留の対象となり得ること（さらに、外国人の場合は出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となり得ること）、また、誓約違反が疑われる行為が確認された場合には、自治体等から関係当局に、当該行為に関する情報（個人情報を含む。）の提供がされ得ること**を理解し、承諾します。

1. 誓約内容
2. 入国時に、検疫官又は入国審査官に提出する出国前検査証明又はその写しが、現地出発前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、現地医療機関等から「陰性」の証明を受けたものであり、その内容に不実の記載がないこと。
3. **入国後14日間、①自宅又は宿泊場所で待機し、他者との接触を行わないこと**。**②公共交通機関（不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機等）を使用しないこと**。
4. **入国時に、①下記（２）に記載するメールアドレスから、または②携行するスマートフォンにＬＩＮＥアプリをインストールの上、同アプリを通して、入国後14日間毎日、自宅又は宿泊場所を管轄する保健所等に健康状態の報告を行うこと**。やむを得ずメールアドレス等を活用した健康状態の報告ができない場合にも、保健所等による健康状態のフォローアップに14日間毎日応じること。このとき、保健所等から指定されたフォローアップの方法（報告先用に設定されたメールアドレス等に健康状態を毎日報告する等）がある場合には、その方法に従うこと。
5. **入国時に、①携行するスマートフォンに、厚生労働省が指定する接触確認アプリをインストールし、また、入国後14日間、同アプリの機能を利用すること。②携行するスマートフォンの地図アプリの機能等を利用した位置情報の保存機能を開始し、入国後14日間、位置情報を保存すること**。**保健所等から位置情報の提示を求められた場合には応じること。**
6. 入国後14日以内に有症状となった場合、速やかに自宅又は宿泊場所を管轄する「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、滞在していた地域を伝え、指定された医療機関を受診すること。また、**保健所等における指示があった場合にはそれに従うこと**。
7. 入国後に陽性となり、その発症日が入国後14日以内であると判断された場合、旅券番号やスマートフォン等に保存した入国後の位置情報を速やかに管轄保健所等（旅券番号については、管轄保健所等に加え、受診医療機関）に提示するなど、調査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく積極的疫学調査）に協力すること。また、**療養場所の指定を含めて保健所等から指示があった場合には従うこと**。
8. **下記の感染防止対策に努めること**。

**①マスク着用、②手指消毒の徹底、③「３密（密閉・密集・密接）」を避ける**

1. 誓約者氏名等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名（アルファベットで記載） | | 国籍 | 旅券番号 | | 滞在国・地域（本邦入国前14日間） |
|  | |  |  | |  |
| 住所（住民票上の住所以外に居住する場合は、居所） | | | | | 空港から居所への交通手段 | |
|  | | | | | ☑を付けてください。  □自家用車、受入企業所有車両  □レンタカー  □ハイヤー  □入国者専用車両（　　　　　　　　）  □その他（　　　　　　　　　　　　） | |
| 年齢 | メールアドレス | | | |
|  | ＠ | | | |
| 電話番号（LINEアプリをインストールするスマートフォンの電話番号） | | | | 電話番号（緊急連絡先） | | |
| －　　　　　－ | | | | －　　　　　－ | | |

※**メールアドレス及び電話番号は、保健所等からの連絡に用いる**ため、**日本国内で通じるものを誤りなく正確に記載**してください。また、検疫官に提出した**質問票に記載したメールアドレス・電話番号と同一のものを記載**してください。

**＜誓約書の５つのポイント＞**

１．**他者との接触を控えてください**。



（入国から**14日間**）

①外出を控え、自宅や宿泊場所で待機してください。

また、他者との接触を避けてください。

②不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機などの

公共交通機関を使用しないでください。

２．**ＬＩＮＥアプリまたはメールを活用して、健康状態の報告をすること**。

（入国から**14日間**）

携行するスマートフォンにＬＩＮＥアプリをインストールし、同アプリまたはメールを

活用して、自宅や宿泊場所を管轄する保健所などに健康状態の報告を行ってください。

３．**接触確認アプリと位置情報アプリを利用すること**。

Google Play

（入国から**14日間**）

①携行するスマートフォンに、厚生労働省が指定する新型コロナウイルス

接触確認アプリ（COCOA）をインストールし、同アプリの機能を利用

してください（右記のQRコードよりインストールできます）。

App Store

②携行するスマートフォンの地図アプリ機能等を利用した位置情報の

保存機能を開始し、位置情報を保存してください。

４．**保健所等における指示があった場合は、その指示に従ってください**。

５．感染防止の観点から次の事項に努めてください。

①**マスクを着用する**

②**手指消毒を徹底する**

③**「３密（密閉・密集・密接）」**

**を避ける**

※誓約に違反した場合は、氏名（外国人の場合は氏名と国籍）などの公表、停留の対象となる可能性が

あります（外国人の場合は在留資格取消手続や退去強制手続などの対象となる可能性があります）。

　※表面の誓約書には、その他の注意事項も記載されていますので、必ずご一読ください。

　※この誓約書とポイントに記載する「入国後14日間」「入国から14日間」とは、日本到着（入国）の

翌日を１日目として起算した14日間をさします。